

## 入札監視委員会議事概要書

開催日時	平成27年2月2日（月） 午後1時30分	
開催場所	常陸大宮市役所 3階 行政委員会室	
出席委員	飛田 悦正      宮崎 忠恒      富永 幸一	
抽出案件	6件	（議事） 1 入札契約の運用状況について 2 審議対象工事の抽出結果について 3 審議対象工事の審議について
一般競争入札	2件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	<b>1 入札契約の運用状況について</b> <b>【入札制度改正】</b> ○一般競争入札及び指名競争入札の案件で学校教育課が発注している工事において辞退や中止が目立つが、この原因は？  ○中止となった一般競争入札「消防本部訓練塔新築工事」はその後どうなったのか？  ○指名競争入札の中で、入札の無効が発生している案件があるがその理由は？  ○一度不調となり、再公告した一般競争入札において、予定価格が増加している案件があるが、何を見直したのか？ また、参加可能業者数が1者減っているがその理由は？	
	○東日本大震災後の人件費や資材費の高騰に加え、熟練工の不足により、配置技術者や技能者が確保できないことや、入札価格と予定価格との乖離などが主な原因として考えられます。特に建築関係工事の入札において、その傾向は顕著であることから、建築関係工事の発注が多い学校教育課において、辞退や中止が集中したものと思われます。	
	○中止後に、消防訓練施設計画等の全体の見直しを行い、訓練塔以外に近隣住民の一時避難場所として利用できる災害トイレ、かまどベンチ、防火資機材倉庫、さらにはドクターヘリ、災害ヘリ用のヘリポート等を追加し、防災機能を備えた多機能施設として整備する計画を現在進めているところです。	
	○入札の無効が発生した主な原因は、業者の入札時における欠席等によるものです。  ○最新の単価による積算をおこない設計を見直した結果、予定価格の増加となったものです。 参加可能業者数が減った原因としては、公告時において参加可能業者の中に、指名停止措置を受けていた業者があったことによるものです。	
	<b>2 審議対象工事の抽出結果について</b>	
	<b>3 審議対象工事の審議について</b>	

**【一般競争入札】**

浄水2601

簡易水道施設遠隔監視システム統合整備工  
事

(上下水道部水道課)

○意見・質問なし。

**【一般競争入札】**

26国補公下第3号

管渠布設工事

(上下水道部下水道課)

○意見・質問なし。

**【指名競争入札】**

山方南小学校校舎屋上防水改修工事

(教育委員会事務局学校教育課)

○他工事に比べ落札率が低く、低価格入札  
に該当すると思うが、最低制限価格の設定  
はしないのか？

○直近の入札において、常陸大宮市では大きなダンピング受注  
は発生しておらず、近隣市町村においても最低制限価格を設定  
していない状況を勘案し、現状では最低制限価格を設定してお  
りません。

今後においては、入札執行の状況や近隣市町村の対応状況を勘  
案しながら検討していきたいと考えております。

**【指名競争入札】**

26道維第0230-202号

市道③-1141号線(山方)道路舗装工事

(山方総合支所経済建設課)

○意見・質問なし。

**【指名競争入札】**

全国瞬時警報システム自動起動機設置工事

(市民部安全まちづくり推進課)

○入札辞退時に辞退理由の聞き取り等は行  
っているのか？

○特に辞退理由についての聞き取りは行っておりませんが、事  
前に入札辞退届を提出する場合は、辞退理由を記述してもらっ  
ております。

<p><b>【随意契約】</b></p> <p>野口第一配水場送水ポンプ修繕 (御前山総合支所経済建設課)</p> <p>○見積徴収した3者は、どのように現場状況に精通し、どのように的確な施工が見込めるのか？</p> <p>また、仮に指名競争入札で執行した場合、契約まで何日かかったのか？</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>○公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が、平成26年6月4日に改正されたことにより、最低制限価格の設定等が発注者の責務とされているので、少なくとも現段階としては、低価格入札が行われた工事について、工事の品質が確保できるよう監督体制の強化等を行うべきではないか？</p>	<p>○見積り依頼した3者は、当ポンプ場の現場状況や施設構造を熟知していたため、迅速かつ的確に施工が見込めると判断しました。</p> <p>また、仮に指名競争入札で執行した場合、契約まで50日間かかる予定でしたので、随意契約にて契約を締結したものです。</p> <p>○指名競争入札において、低価格で契約した工事については、一般競争入札時に適用している建設工事低入札価格調査制度実施要綱の中の「監督体制の強化」を準用し、施工計画書や施工体制台帳の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認を随時行っております。さらに、各工種・工程ごとの監督員の立会いを徹底する等の体制をとり、品質が確保できるように努めているところです。</p>
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	